平成２２年（フ）第６１号
北海道夕張郡栗山町桜丘１丁目80番地67
債務者　清水　一枝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６２号
北海道三笠市宮本町555番地２
債務者　田浦美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６５号
北海道岩見沢市南町７条２丁目７番10号
債務者　斎藤　奈奈（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６９号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番21―504号
債務者　塩見　雅英
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７０号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番21―504号
債務者　塩見　徳子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７１号
北海道美唄市西２条南６丁目１番10号
債務者　高橋　陽子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２１４号
岩手県宮古市宮園７番11号、旧住所千葉県市川市相之川３丁目２番３―203号　エスポワールⅠ
債務者　熊谷　友里（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１６号
岩手県花巻市高木第20地割25番地14、旧住所東京都東大和市奈良橋４丁目669番地の17
債務者　佐々木茂夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３９号
盛岡市岩脇町11番６―２号
債務者　佐々木信夫
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６号
宮城県大崎市田尻沼部字熊の堂下110番地
田尻春日住宅２号棟３号
債務者　笠原えみ子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
福島県大沼郡会津美里町字布才地419番地１布才地団地　２号棟405号室、前住所福島県会津若松市古川町３番７号
債務者　米田　睦美（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
福島県会津若松市天寧寺町６番10号、前住所千葉県松戸市上本郷3986番地　コープグレース203号室
債務者　庄司　明子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
福島県会津若松市行仁町２番13号、前住所福島県会津若松市河東町南高野字高塚179番地
債務者　今田　徳子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
神奈川県秦野市戸川159番地　戸川ハイツ島津416号
債務者　名和　良浩
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２０号
神奈川県平塚市虹ケ浜11番19―203号　フジパレス湘南六番館
債務者　馬部　浩明
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原413番地の２
債務者　菊池　武成
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原413番地の２
債務者　菊池　雅子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部